（登録事項等の変更の届出）

**第十八条**　（略）

2　法第十二条第二項の国土交通省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたもの及び第九条第五号イからニまでに掲げる書類（同号ただし書に規定する場合において、耐震改修の工事が完了したときに限る。）とする。

**第十九条**　（略）

（家賃債務保証業者の要件）

**第二十条**　法第二十条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　支援法人であって、法第六十二条第一号に掲げる業務を行うもの

二　前号に掲げる者のほか、家賃債務（法第二十条第二項に規定する家賃債務をいう。以下同じ。）の保証を適正かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けているもの

**第二十一条・第二十二条**　（略）

（登録事務の引継ぎ）

**第二十三条**　都道府県知事は、法第二十五条第三項に規定する場合及び法第三十六条第一項の規定により行っている登録事務を行わないこととする場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

**第二十四条**　（略）

（登録事務規程の記載事項）

**第二十五条**　法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　登録簿並びに次条第三項に規定する帳簿及び第二十七条第三項に規定する書類の管理に関する事項

七　（略）

（帳簿）

**第二十六条**　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十一条第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

**第二十七条**　（略）

（登録事務の引継ぎ）

**第二十八条**　指定登録機関は、法第三十六条第三項に規定する場合（同条第一項の規定により都道府県知事が行っている登録事務を行わないこととする場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　登録簿並びに第二十六条第三項に規定する帳簿及び前条第三項に規定する書類を都道府県知事に引き継ぐこと。

三　（略）

（登録事項等の変更の届出）

**第十七条**　（略）

2　法第十二条第二項の国土交通省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたもの及び第十条第五号イからニまでに掲げる書類（同号ただし書に規定する場合において、耐震改修の工事が完了したときに限る。）とする。

**第十八条**　（略）

（家賃債務保証業者の要件）

**第十九条**　法第二十条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）

二　前号に掲げる者のほか、家賃債務の保証を適切かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けているもの

**第二十条・第二十一条**　（略）

（登録事務の引継ぎ）

**第二十二条**　都道府県知事は、法第二十五条第三項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

**第二十二条の二**　（略）

（登録事務規程の記載事項）

**第二十三条**　法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七　（略）

（帳簿）

**第二十四条**　（略）

2　前各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十一条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　（略）

**第二十五条**　（略）

（登録事務の引継ぎ）

**第二十六条**　指定登録機関は、法第三十六条第三項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　（略）

二　登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。

三　（略）